

厚真町 新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務 業務仕様書

◇委託業務の内容

本業務の委託内容は、次のとおりとする。

1. 件名

厚真町 新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務

2. 調査対象区域

厚真町全域

3. 目的

本業務は、本町の2050年ゼロカーボン達成を見据え、既に導入及び活用されている太陽光発電由来の電力をより有効に活用するため、他のエネルギーへの変換、貯蔵及び利用について調査・検証するとともに、それら新エネルギーの普及促進を図るための事業企画を行なうことを目的とする。

4. 業務内容

(1) 調査業務

水素エネルギーの導入可能性調査及びE Vスマートグリッド構築（ノード型）可能性について、以下の項目、内容にて調査及び検証を行う。

■水素エネルギーの導入可能性調査

①町の再エネルギーを活用した水素製造の可能性調査

- ・町が所有する太陽光発電施設で発電される余剰電力量（年間）の調査及び試算
- ・上記の余剰電力により製造できる水素量の調査及び試算
- ・水素製造に必要な機器、設備等の調査及びコスト等を含めた導入可能性調査

②水素エネルギーの活用に関する調査

- ・公共施設への水素エネルギー導入可能性調査
平常時のエネルギー活用（燃料電池、給電器等による電力利用や熱利用）
- ・防災インフラとしての導入可能性調査
災害時のエネルギーBCPとしての活用（燃料電池、建物附帯型水素エネルギー利用システム等による電気、水、ガス、熱利用）
- ・観光や住民サービスに関する導入可能性調査
F CサイクルやF Cモビリティの導入手法及びコストを含めた導入可能性調査及び観光や地域交通の補完的オプションとなりえるか検証する。
また、水素を熱源とした機器類で観光や生活に関わる製品等の調査を行う。

③水素の管理及び運用に関する調査

- ・水素の貯蔵及び輸送に関する調査

貯蔵方法及び輸送方法の調査及び比較検証を行う。(水素吸蔵合金、MCH、圧縮、液化等) また、水素の供給や取出し、充填方法についても合わせて調査し、必要な設備等について導入可能性を調査する。

④水素に関連した産業振興やビジネス創出の可能性調査

- ・水素エネルギー導入により、以下の分野において産業振興につながるか検証する。

- a. 農業、林業、水産業、畜産業
- b. 製造業
- c. 建設業、運送業

- ・水素エネルギー導入により、ビジネス創出につながるか検証する。

水素の地産地消による輸送、供給やサービス業のほか、地域間連携によるビジネス創出の可能性について調査を行う。

■EVスマートグリッド構築（ノード型）可能性調査

①役場庁舎周辺エリアにおけるEVスマートグリッド構築可能性調査

町の分散型エネルギーリソースを有効に活用するため、EV等の車両をエネルギーキャリアとし、V2X設備や燃料電池、蓄電池と組み合わせるノード型のスマートグリッドの構築と役場庁舎周辺エリアの主要公共施設や屋外広場への導入について調査及び検証する。

- ・ノード型のスマートグリッド構築における課題点の抽出と検討
- ・導入対象施設の検討
- ・グリッド構築に組み込む設備、システム等の調査及び検討
- ・グリッド構築及び運用に関するコストや事業性の調査及び検討

②分散型エネルギーリソースの有効活用方法の調査

ノード型のスマートグリッドに寄らず、EV等の車両をエネルギーキャリアとして有効に活用する方法の検討を行う。

- ・観光やイベントにおける活用
- ・防災インフラとしての活用
- ・その他、移動ができる電力として有効

（２）普及促進事業企画業務

地域住民や地元事業者を対象とした水素エネルギーのＰＲ及び普及促進につながる事業の企画を行う。普及促進事業については、以下の内容を想定しているが、原則提案による。

- ・事業者向け勉強会・セミナー（専門家や有識者を講師として招聘）
- ・地域住民向けイベント（「学ぶ・体験・遊ぶ・食べる」など事例として「なみえ水素まつり」のようなイベントを想定）
- ・水素関連製品等の展示及び実演イベント

提案する企画数は、一つに限らず複数でも可とする。また、企画した事業を開催するのに必要な事業費規模は、全体で 3,000,000 円以内程度を想定すること。（普及促進事業開催に要する事業費は、本委託業務には含めない。）

（３）協議・打合せ

業務着手時及び実施中における協議・打合せは綿密に行い、その協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、常に綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

（４）普及促進事業への協力

普及促進事業を開催する際に講師や企業の紹介、イベントの参加など可能な範囲で協力すること。

（５）成果品の作成及び提出

以下に示す成果品を作成し、提出することとする。提出部数等については、９．成果品に記載するとおりとする。

- ①調査業務報告書
- ②調査業務報告書概要版
- ③参考資料冊子
- ④普及促進事業企画提案書・事業報告書

５．履行期間

契約締結日の翌日～令和 9 年 2 月 1 9 日（金）

６．受注者の義務

受注者は、本業務の履行にあたり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。なお、本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任をもって充足しなければならない。

7. 図書の貸与

- (1) 業務の実施に際し、必要な図書資料等を本市の承諾を受けて借りるものとする。
- (2) 貸与された関係書類を外部に漏らしてはならず、業務完了後は速やかに返還しなければならない。
- (3) 業務に文献等やその他の資料を引用する場合、その出典名を必ず明記するものとする。

8. 検査

受注者は、成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ本町の検査を受けなければならない。なお、検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

9. 成果品

- (1) 調査報告書・参考資料の冊子 2部(A4版)
調査報告書、参考資料の冊子は、必要に応じてA3版による綴じ込み可。
- (2) 調査報告書概要版 10部
概要は、A3版のオールカラーで印刷する。
- (3) 普及促進事業企画提案書・事業報告書 2部(A4版)
普及促進事業企画提案書・事業報告書は、必要に応じてA3版による綴じ込み可。
- (4) 上記(1)～(3)の電子データを記録した電子媒体 一式
電子データの形式は、WordやExcel、PDF等、一般的に閲覧が可能な形式とすること。
また、データの提出媒体は光学ディスクやフラッシュメモリ等の一般的な記録媒体とし、新品を使用すること。また、提出前にウイルスチェックを行うこと。

10. 提出先・問合せ先

〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

厚真町まちづくり推進課政策推進グループ

「厚真町 新エネルギー導入可能性調査及び普及促進事業企画提案業務」担当宛

TEL : 0145-27-3179 (担当 : 江川・小林) / FAX : 0145-27-2328

11. その他

(1) 疑義が生じた場合等の協議

仕様書の解釈について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事由が生じた場合、町と受注者は誠意をもって協議するものとする。災害やその他の不可抗力等、町及び受注者双方の責めに帰す事ができない事由により事業の継続が困難になった場合は、事業の可否について協議するものとする。

(2) 受注者の取消し等

受注者により業務を継続することが適当でないと認めるときは、委託を取り消し又は一部の停止を命じることができるものとする。この場合、町に生じた損害は、受注者が賠償するとともに取り消した場合、次期受注者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぐものとする。